

# いじめ等に関する手引き

ロンドン日本人学校

## 1 はじめに

学校におけるいじめの問題は、日本のみならず世界的に大きな社会問題となっています。いじめを原因とする児童生徒の情緒不安や不登校の増加、さらには自殺といった痛ましい事件にまで発展しています。こうした状況を背景に、文部科学省は、平成18年10月に「いじめ問題への取組の徹底について」と題する通達を出し、各都道府県の教育委員会に対しいじめへの取組の徹底を指示しています。本校ではいじめを教育の根幹に係わる問題と位置づけ、校長のリーダーシップの下、教職員のいじめに対する意識を高めると同時に共通理解を図り、日々の教育の実践を通していじめの問題に取り組んでいます。

## 2 いじめとは

いじめの定義については、一般的には、「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされています。また、文部科学省は平成19年に、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」といじめを定義しています。本校では、理由の如何を問わず、相手に対する理不尽な言動はいじめと考えています。

一方、いじめの原因、背景は複雑で多岐にわたり、その解決は容易ではありません。また、いじめの問題は学校だけで解決できるものではなく、家庭および地域社会が連携して問題解決に取り組む必要があります。

## 3 本校でのいじめへの対応

### (1) 予防的措置

本校では、「優しく助け合う児童生徒」の育成を教育目標の基本としており、日頃より学校生活の中でいじめの問題に取り組んでいます。

- ・ 教育課程における情操教育の充実と徹底
- ・ 道徳教育におけるいじめの問題への積極的な取組
- ・ 児童生徒が素直に何でも言える学級づくり
- ・ 児童生徒がお互いをよく知り合える学級づくり
- ・ 学年単位で活動する場の工夫と拡大
- ・ 学年の垣根を越えた活動の推進（フレンドリー活動の有効活用）
- ・ 職員間におけるいじめに係る情報の共有化と連携の徹底
- ・ 児童会・生徒会によるいじめ問題への積極的な取組

### (2) 指導（矯正）措置

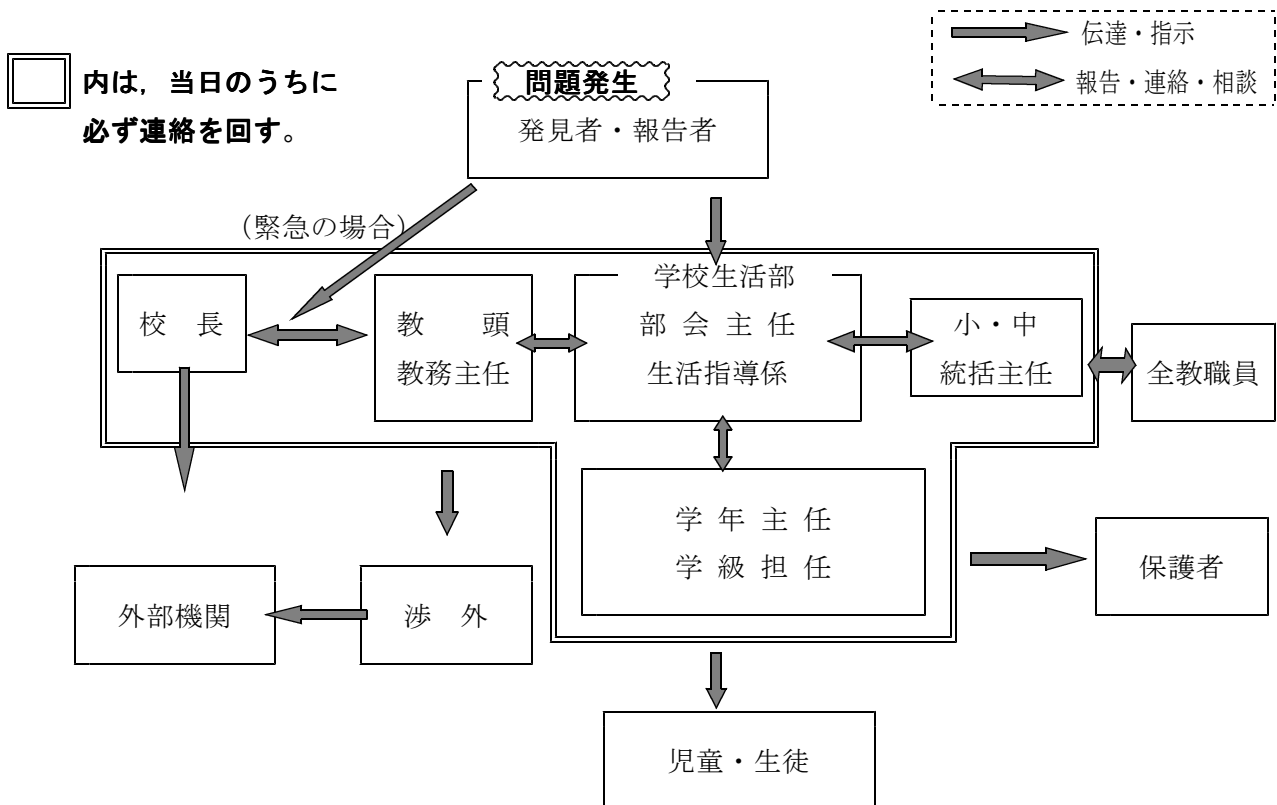
いじめの原因を調査し要因の分析を行うと同時に、いじめの加害者に対しては毅然とした態度で指導を行います。また、被害者に対しては総合的な支援を行います。いじめに対する指導の在り方は個別のケースで異なりますが、何れの場合も、教師は該当する児童生徒の言い分を十分に聴き取

り、児童生徒の目線でものを見たり、考えたりするように努めています。

- ・ 担任がいじめの加害者および被害者の言い分を聞き、クラス内での解決を図るべく、加害者に対しては断固とした教育的指導を行います。指導にあたっては、学年会で十分に話し合いを行うほか、場合により学校生活部と連携するなど、適切な対応を行います。また、加害者および被害者、双方の保護者との連絡を密にし、協力して問題の解決にあたります。
- ・ クラス担任または学年で解決しない場合は、管理職（教頭又は校長）が指導にあたります。
- ・ 管理職による指導の後、問題が解消しない場合は、保護者との面談を実施し対策を検討し、問題の解決にあたります。
- ・ 以上の手だてによって問題が解消しない場合は、校長の判断により加害者である児童生徒に対し出席停止又は退学の処分を行います。

#### 4 問題発生時の連絡・指導体制

問題発生時に速やかに対応するため、本校では以下のチャートに従い、報告・連絡・相談を行っています。報告や連絡は必ず、問題発生当日中に行います。また、問題解決に時間を要する場合は、随時経過報告を行います。緊急（非常事態）の場合は直接、校長か教頭に連絡を取り対処します。



(注) 問題発生とは、いじめや問題行動の他、不登校や急病等を含む。